

第4号議案

芦屋市教育振興基金条例の制定について

芦屋市教育振興基金条例を別紙のように定める。

平成29年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

本市の学校教育及び社会教育の充実及び振興を図ることを目的として、芦屋市教育振興基金を設置するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第　　号

芦屋市教育振興基金条例

(設置)

第1条 本市の学校教育及び社会教育の充実及び振興を図るため、芦屋市教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 前条の目的に添う寄附金の額
- (2) 基金の運用から生ずる収益金の額
- (3) 毎年度予算に定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(使途)

第4条 基金の運用から生ずる収益金は、その設置の目的を達成するため必要な経費に充てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、基金の運用から生ずる収益金は、基金として積み立てることができる。

(処分)

第5条 基金は、その設置の目的を達成するため必要な場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照

芦屋市教育振興基金条例要綱

1 制定の趣旨

本市の学校教育及び社会教育の充実及び振興を図ることを目的として、芦屋市教育振興基金を設置するため、この条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

(1) 積立て（第2条関係）

芦屋市教育振興基金（以下「基金」という。）として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- ア 基金の設置の目的に添う寄附金の額
- イ 基金の運用から生じる収益金の額
- ウ 毎年度予算に定める額

(2) 管理（第3条関係）

- ア 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- イ 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(3) 使途（第4条関係）

- ア 基金の運用から生じる収益金は、その設置の目的を達成するため必要な経費に充てるものとする。
- イ アにかかわらず、基金の運用から生じる収益金は、基金として積み立てることができる。

(4) 処分（第5条関係）

基金は、その設置の目的を達成するため必要な場合に限り、処分することがで

きる。

(5) 繰替運用（第6条関係）

市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

3 施行期日

公布の日